

議案第 29 号

基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

基山町長 松 田 一 也

基山町条例第 号

基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第23条の2中「小学校就学の始期に達するまでの」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に、「看護」を「看護等」に、「又は病気」を「、疾病」に、「世話をを行う」を「世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして規則で定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち規則で定めるものへの参加をする」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正により、子の看護休暇の対象となる子の範囲・取得事由が拡大されたため、基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例を改正する必要がある。

令和 7 年 6 月 13 日原案可 決